

幹事会／関東・関西集会 報告

幹事会報告 第133回（平成26年12月）～第141回（平成27年5月）

昨年12月から5月まで9回の幹事会を開催した。

主な内容は、15周年記念誌「雲外蒼天」、経済補償制度、大会／シンポジウムについてであった。

15周年記念誌「雲外蒼天」は完成し、会員・支援者への発送を終えた。補償制度に関しては、困窮被害者の情報集めをしていたが、当事者からの聞き取りに至るまでは、被害者の心情を察すると数件に留まった。国会議員からの質問もあり次の段階へ進む兆しが出てきたところで総選挙となり、宙に浮いた状況となった。その間、弁護士の応援を求めるなど困窮被害者探しに奔走した。補償制度をテーマとして大会／シンポジウムを開催の方向であったが、十分な準備が間に合わず、1月の開催は見送り、幹事の任期・改選の問題もあり、4月に大会を開催し、併せて15周年

記念誌完成記念懇親会を開催することになった。今回は幹事に辻内衣子氏、後藤啓二弁護士を新たに選任し、他は留任とした。

5月には、自由民主党政務調査会 司法制度調査会（犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT）から、第二次犯罪被害者等基本計画の検証及び第三次計画に向けた論点についてヒアリングを受けた。第三次内閣府犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会案では、当会の経済補償制度は、検討済みの扱いになっているが、再度検討課題として取り組むよう要望することにした。そして、給付制度の改善要望を3点に絞り理解を求めることにした。

関東集会報告 第136回（平成26年12月）～第141回（平成27年6月）

昨年12月から本年6月までに計6回の集会を行った。参加会員は、多少の入れ替わりはあるものの固定化しつつある。事件によって新しい会員が増えることは良いことではないが、被害者になってしまった会員相互の意思疎通のできる和やかな、癒される空間になってきている。振り返ると中野区の施設で行うようになってから7年の時間が経過した。会場費が低額のため助かっており、毎回の予約担当者に感謝する。

この間の主な内容は、あすの会15周年記念誌「雲外蒼

天」、第14回大会、内閣府「犯罪被害者等施策推進・専門委員等会議」の内容、司法関連ニュースに対する意見、感想、会員各自の近況報告について話した。中でも裁判員裁判の死刑判決が、高裁・最高裁で無期刑に減刑されたことについては、会員の怒りは非常に大きいものがあった。裁判員裁判制度を否定し、司法を独占し、一般常識からかけ離れた存在でよいのか、裁判官のあり方に疑問を抱いた。

関西集会報告 第158回（平成26年12月）～第164回（平成27年6月）

昨年12月から7回の集会を開催した。12月集会では、被害者週間を振り返った。後藤弁護士が取り組まれている児童虐待防止活動についても話し合った。また「“死刑囚の告白”裁判員と遺族は」「無期刑囚に仮釈放とは？」のDVD鑑賞をした。1月集会では、渡辺副代表・関東集会から2人の参加があり活発な意見交換がなされた。2月集会では、某出版社が神戸連続殺傷事件の犯人、少年Aの手記発表を企図とのニュースを知り、情報を誰がどのようなルートで出版社に漏らしたのか、責任はどうなるのか、

など私達の目で疑問を整理・分類しておくことも今後のために必要な作業と思われ、資料を作成し検討を行った。3月集会は、高橋幹事（精神科専門医）から刑法39条についての解説を受けた。

4月から6月にかけては、大阪府・大阪市・堺市の被害者担当部局の方が事業説明等に來られる予定になっているため、今年の被害者週間事業についての私達の取り組みを具体化させる方法、被害者週間のパネル作成についてより具体的に標語等を検討した。